三　カザフスタン共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」の批准書を平成二十三年三月十四日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、寄託の日にカザフスタン共和国について効力を生じた。

四　サウジアラビア王国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十三年五月二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にサウジアラビア王国について効力を生じた。

五　クロアチア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書及び次に掲げる諸文書の承認書を平成二十三年三月二十五日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈡　万国郵便条約

㈢　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にクロアチア共和国について効力を生じた。

六　ウズベキスタン共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十三年三月二十八日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈡　万国郵便条約

㈢　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にウズベキスタン共和国について効力を生じた。

七　リトアニア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書及び「郵便送金業務に関する約定」の加入書を平成二十三年四月十三日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にリトアニア共和国について効力を生じた。

八　モロッコ王国政府は、平成十一年九月十五日に北京で作成された「万国郵便連合憲章の第六追加議定書」の批准書を平成二十三年四月二十六日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、寄託の日にモロッコ王国について効力を生じた。

九　カタール国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十三年五月二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にカタール国について効力を生じた。

十　フィンランド共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書及び次に掲げる諸文書の承認書を平成二十三年五月五日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈡　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にフィンランド共和国について効力を生じた。

（平成二十三年六月二十一日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十三年九月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第三百二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人日本油料検定協会について、平成二十三年五月三十日をもって次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地
社団法人日本油料検定協会分析技術センター	神奈川県横浜市南区永田南一丁目二番

○厚生労働省告示第三百二十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十三年九月十三日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人出島福祉村	長崎県長崎市岩川町二番三号	池田　賢一	長崎県長崎市宮崎町八九三番地

○厚生労働省農林水産省告示第三号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、一般社団法人日本パン工業会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　変更前の事務所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番十二号

二　変更後の事務所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　変更の時期

平成二十三年七月九日

○厚生労働省農林水産省告示第四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十三年八月三十一日付けをもって一般社団法人日本パン工業会及び公益社団法人日本べんとう振興協会の認定業務規程の変更の認可をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定認定機関の名称

一般社団法人日本パン工業会

㈡　変更の概要

指定認定機関の名称を「社団法人日本パン工業会」から「一般社団法人日本パン工業会」に、事務所の所在地を「東京都中央区日本橋兜町十五番十二号」から「東京都中央区日本橋兜町十五番六号」に変更する。

㈢　変更後の認定業務規程

変更後の一般社団法人日本パン工業会の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定認定機関の名称

公益社団法人日本べんとう振興協会

㈡　変更の概要

指定認定機関の名称を「社団法人日本べんとう振興協会」から「公益社団法人日本べんとう振興協会」に変更する。

㈢　変更後の認定業務規程

変更後の公益社団法人日本べんとう振興協会の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）